

ID: 448

担当部署: 市議会事務局 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	芦屋市議会個人情報の保護に関する条例 第57条		
例規番号	令和5年条例第4号		
【根拠条文】 第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日